

～コロナ禍における皆さんの文化芸術活動を応援します！～

「岐阜県文化公演動画配信促進助成金」のご案内



県では、アフターコロナを見据えて、動画配信を伴う発表活動を支援するための新たな助成金を創設しました。ぜひご活用ください。

<助成金の概要>

対象者 次に掲げるすべての要件を満たすもの

- ①県内に活動の拠点を置いている団体、もしくは県内に在住している個人であること
- ②過去2年間、継続した文化芸術活動の実績を有すること

対象事業

次の県有施設^{*}において、広く一般に公開される公演等で、動画配信を行うもの

【対象経費】 舞台設営・会場費、印刷費、動画制作費、コロナ対策消耗品・受付費

【助成額】 1個人・団体あたり75万円を上限

(ただし、対象経費の項目ごとに上限があります)

※OKB ふれあい会館（岐阜市）、ぎふ清流文化プラザ（岐阜市）、県図書館（岐阜市）、ソフトピアジャパン（大垣市）、セラミックパークMINO（多治見市）、飛騨・世界生活文化センター（高山市）

対象期間 令和3年4月1日(木)～12月28日(火)

<申請期間> 令和3年4月1日(木)～9月30日(木)【必着】

※予算の都合上、期間内であっても申請を締め切る場合があります。

<申請方法>

申請書類に必要書類を添付し、申請期間内に下記申込先へ郵送により提出してください。(持込み、FAX及びメールでの受取りはできませんのでご注意ください。)

申請書類等は、(公財)岐阜県教育文化財団HPからご覧いただけます。

《お申込み・お問い合わせ先》

〒502-0841 岐阜市学園町3-42 ぎふ清流文化プラザ1階

公益財団法人 岐阜県教育文化財団 県民文化課

(TEL 058-233-8161 URL : <https://www.g-kyoubun.or.jp>)

岐阜県文化公演動画配信促進助成金 主なQ&A

★県内に活動の拠点を置いている団体とは、どのようなものを指しますか。

法人にあつては主たる事業所が県内に所在し、任意団体にあつては構成員の半数以上が県内に在住している場合等が、対象となります。

★県内に在住しているとは、どのようなものを指しますか。

県内に生活の拠点があり、かつ県内市町村に住民票を有している場合を指します。

★「過去2年間、継続した文化芸術活動の実績を有する」とは、具体的にどうやって証明すればよいですか。

申請いただく書類の中で、過去2年間の活動実績を記載する項目がありますので記載例に倣って記載ください。

★「広く一般に公開される」とは、具体的にどういったものですか。

誰でもその公演等に観客として参加できるもので、観客数は問いません。したがって、会員限定の公演等は該当しません。

★どういった経費が対象となりますか。

会場使用料、会場に附属する備品等の使用料、動画撮影・編集・配信委託料、チラシ・プログラム印刷代、コロナ対策消耗品費(消毒液等)などが対象となります。

★同じ個人や団体が、複数の企画を申請することはできますか。

○同じ活動団体や個人の方が、複数の申請を行うことはできません。

(上限1件まで。2件以上の申請はできません。)

○複数グループに掛け持ちの場合は、公平性の観点から、構成員の半数以上が新たなメンバーの場合に限り、助成金の対象となります。

(例) Aグループ(構成員：一郎さん、次郎さん、三郎さん、四郎さん)が助成金を申請した場合

i) Bグループ(構成員：一郎さん、次郎さん、花子さん、五郎さん) ⇒ 申請可能

ii) Cグループ(構成員：一郎さん、次郎さん、花子さん) ⇒ 申請不可

★ライブ配信(生中継)ではなくても対象となりますか。

公演後の配信であっても対象となります。なお、配信にあつては、会員登録不要かつ閲覧制限がない状態(誰もが閲覧できる状態)にさせていただく必要があります。

※その他詳細につきましては、募集要項や(公財)岐阜県教育文化財団の

HP (<https://www.g-kyoubun.or.jp>) をご確認ください。